平成２１年（フ）第３４９号
神戸市西区学園西町７丁目３―709―305
債務者　角田　宜子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３－２公団住宅48棟202
債務者　關　美和子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
兵庫県明石市大久保町森田11番地の２　リヴェール27―201号
債務者　山下久美子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
神戸市西区北別府４丁目21―２―310、旧住所兵庫県小野市小田町1910―299
債務者　土岡　達也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
神戸市西区北別府４丁目21―２―310、旧住所兵庫県小野市小田町1910―299
債務者　土岡　義子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
神戸市西区押部谷町福住579―107―501
債務者　中村　善弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
奈良県生駒市西松ヶ丘19番　丸山住宅る棟
債務者　ＫＡＮＳＡＴＯ　ＣＨＩＡＮＧ　ＣＥ　ＳＡＲ　ＡＮＴＯＮＩＯ（通称名神里アントニオ）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５１０号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団７―635
債務者　井内　友子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５６号
奈良市古市町2208番地の９　高円団地２―203号
債務者　松石　君江
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
富山市晴海台９番１―502号　雇用促進住宅
債務者　土谷　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２８号
富山市上二杉280番地35
債務者　黒田　義広
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１６号
北九州市八幡西区河桃町２番12号
債務者　池田　芳江
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５８号
福岡県中間市中央４丁目４番29号
債務者　谷口　由佳
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５９号
北九州市小倉南区葛原本町２丁目１番20号
債務者　大隈　郁夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７６号
北九州市門司区永黒２丁目７番21号
債務者　野中　純子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目18番10―401号
債務者　山﨑美枝子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５号
福島県白河市白坂愛宕山147番地83
債務者　大橋　勇樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２０１４号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１九番団地１棟402号
債務者　岩村　勇樹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部